

今号の主な内容

2面

MR(麻しん風しん混合)予防接種のご案内

3面

「外国人区民向け生活ガイドブック」を発行しました

4面

自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成

7~5面

情報コーナー(施設/講座・催し物/スポーツ/税/国保・年金/その他)

区のおしらせ

中央

4/21

HP

<http://www.city.chuo.lg.jp>

Twitter

https://twitter.com/chuo_city

Facebook

<https://www.facebook.com/tokyochuo.city>

凡例 問い合わせ(申込)先

HP ホームページアドレス

Eメールアドレス



▲浜離宮恩賜庭園

区民の皆さんに「浜離宮恩賜庭園」の素晴らしさを知っていただくため、5月5日(祝)までの期間は、無料で入園できます。桜のライトアップは行いませんが、期間中は開園時間を延長します。

期間・開園時間
5月5日(祝)まで
午前9時~午後6時
各出入口の利用時間
・大手門口

浜離宮花と緑の集い

5月5日(祝)まで



入園整理券

下記の入園整理券(コピーでも可)を1枚ずつ切り取り、ご記入の上庭園窓口にご提出ください。なお、障害のある方(付き添いの方1人)、中学生以下の方はこの券がなくても無料で入園できます。

平成28年度中央区浜離宮花と緑の集い入園整理券

※利用条件

- ①利用期間: 5月5日まで
- ②対象者: 中央区内在住者のみ
- ③本券1枚で1人の方のみ
- ④この券を持参しなかった場合および下記の事項を記入していない場合は通常料金となります。

氏名: _____
住所: 中央区 _____
年齢区分 (いずれかに○)
一般 ・ 65歳以上

平成28年度中央区浜離宮花と緑の集い入園整理券

※利用条件

- ①利用期間: 5月5日まで
- ②対象者: 中央区内在住者のみ
- ③本券1枚で1人の方のみ
- ④この券を持参しなかった場合および下記の事項を記入していない場合は通常料金となります。

氏名: _____
住所: 中央区 _____
年齢区分 (いずれかに○)
一般 ・ 65歳以上

平成28年度中央区浜離宮花と緑の集い入園整理券

※利用条件

- ①利用期間: 5月5日まで
- ②対象者: 中央区内在住者のみ
- ③本券1枚で1人の方のみ
- ④この券を持参しなかった場合および下記の事項を記入していない場合は通常料金となります。

氏名: _____
住所: 中央区 _____
年齢区分 (いずれかに○)
一般 ・ 65歳以上

午前9時~午後6時(入園は午後5時30分まで)
・中の御門口
午前9時~午後5時(入園は午後4時30分まで)

対象
区内在住者

入園料
無料

◎水上バスで来園の場合は有料です。

入園方法
当日は、入園整理券(コピーでも可)に所定事項を記入の上、庭園窓口にご提出ください。

園総務課総務係
☎(3546)5234
所在地・園内について
浜離宮庭園1-1
庭園サービスセンター
☎(3541)0200

日時
5月15日(日)
集合 午前7時30分
区役所前
解散 午後6時(予定)

行き先
西多摩郡檜原村

対象
区内在住・在勤・在学者(小学校5年生以上)
◎小学校5・6年生の参加の

中央区の森体験ツアー

春

基本的な歩き方を学びながら、2km程度のウォーキングを体験する教室です。

日時
5月11日~6月1日の毎週水曜日 計4回
午前10時~正午

会場
月島運動場(雨天時は管理事務所2階会議室)

対象
区内在住・在勤・在

春の健康ウォーキング教室

環境推進課環境活動係
☎(3546)5654

申し込み方法
5月5日(必着)までに、はがきに①中央区の森体験ツアー②氏名・ふりがな③郵便番号・住所④電話番号⑤年齢を記入して郵送または区のホームページの電子申請から申し込み。

費用
600円(傷害保険料ほか)

申し込み方法
5月5日(必着)までに、はがきに①中央区の森体験ツアー②氏名・ふりがな③郵便番号・住所④電話番号⑤年齢を記入して郵送または区のホームページの電子申請から申し込み。

場合は、保護者が同伴し、保護者1人につき、2人まで参加可能です。

◎中学・高校生のみで参加する場合は、保護者の同意が必要です。

内容
「中央区の森」で間伐や植樹体験などを予定(天候や交通状況により内容が変更になる場合があります)

持ち物
弁当・飲み物・軍手など

服装など
長袖・長ズボン・トレッキングシューズなどの厚底の靴

定員
35人(申し込み多数の場合は抽選)

費用
600円(傷害保険料ほか)

定員 30人(先着順)
費用 800円(計4回分)
申し込み方法 4月21日(木)から電話で申し込む。

講師
協会 小谷 好美
月島運動場管理事務所
☎(3531)1869

コミュニティサイクル4区乗入実験の継続

千代田区、港区および江東区との相互乗入実験は本年2月から4月までを実験期間としていましたが、引き続き円滑な自転車の貸し出し・返却に向けた運営改善を図るため、5月以降も継続します。

中央区で借りた自転車を、隣接3区がそれぞれ設置したサイクルポートに返却できるなど、4区内に設置された141カ所(4月5日現在のサイクルポートで自転車の貸し出し・返却ができます。ぜひご利用ください。

利用方法
中央区コミュニティサイクル専用ホームページから利用登録を行ってください。なお、いずれか一つの区で利用登録をしていれば、4区内全てのサイクルポートを利用できます。

なお、利用登録、中央区および隣接3区のサイクルポート

千代田区、港区および江東区との相互乗入実験は本年2月から4月までを実験期間としていましたが、引き続き円滑な自転車の貸し出し・返却に向けた運営改善を図るため、5月以降も継続します。

中央区で借りた自転車を、隣接3区がそれぞれ設置したサイクルポートに返却できるなど、4区内に設置された141カ所(4月5日現在のサイクルポートで自転車の貸し出し・返却ができます。ぜひご利用ください。

利用方法
中央区コミュニティサイクル専用ホームページから利用登録を行ってください。なお、いずれか一つの区で利用登録をしていれば、4区内全てのサイクルポートを利用できます。

人口と世帯		4月1日現在(前年同期)	
人口	住民基本台帳	145,004	(139,444)
	〔うち外国人〕	5,713	(5,287)
男		69,184	(66,494)
	〔うち外国人〕	2,961	(2,717)
女		75,820	(72,950)
	〔うち外国人〕	2,752	(2,570)
世帯		83,258	(80,400)
昼間人口	(平成22年国勢調査)	605,926	

別表	利用料金		
	プラン	基本料金(税抜)	延長料金(税抜)
個人(会員)	月額会員	2,000円/月	最初の30分: 無料 以後30分ごと: 100円
	1回会員	150円/最初の30分	以後30分ごと: 100円
個人(観光)	1日パス	1,500円/日	なし
法人	法人月額会員	2,000円/月	最初の30分: 無料 以後30分ごと: 100円
	法人定額会員	4,000円/月	なし

ト設置場所、利用可能時間帯など詳細は、専用ホームページでご確認ください。

利用時間帯
原則24時間利用可能

料金
別表のとおり

中央区コミュニティサイクル運営事務局
☎0120(04)3196
中央区コミュニティサイクル専用ホームページ
<http://docomo-cycle.jp/chuo/>

凡例

お問い合わせ(申込)先

HPホームページアドレス

Eメールアドレス

MR(麻しん風しん混合)

予防接種のご案内

MR定期予防接種

麻しん、風しんは感染力の強い病気ですが、感染予防には予防接種が有効です。

1回の接種では十分な免疫ができなかったり、一度免疫ができても長期間経過すると効果が低下することが分かっています。2回の接種を受けることが大切です。

対象

- ・MR1期
満1歳以上2歳未満
- ・MR2期
平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ(小学校就学の前年度)の方

予診票などの送付時期

- ・MR1期
生後11カ月到達する月の下旬
- ・MR2期
3月末に送付済み

対象ワクチン

原則、MRワクチン

よい歯のすこやか

家族表彰(予備審査)

日時
5月6日(金)～13日(金)

会場

区内の協力歯科医療機関

対象

平成24年4月から平成25年3月までの間に生まれた子どもとその同居の家族

内容

歯の健康づくりに努力されているご家族を表彰します。ご家族の歯の健康づくりに

接種方法

MR予診票に必要な事項を記入の上、指定医療機関で無料で接種を受けられます。お手元に予診票のある方は、なるべく6月までに接種してください。

◎予診票がお手元でない方や、転入された方で、MRの予防接種を受けていない方は中央区保健所、日本橋・月島保健センターで手続きを行いますので、母子健康手帳を持参してください。

麻しん任意予防接種

麻しん排除や感染拡大の予防を図るため、区が費用助成を行っています。

対象

- ・満2歳から2期対象前の方で麻しん未罹患でMR1期を未接種の方
- ・小学校1年生～高校3年生相当の年齢の方で麻しん未罹患で2回の麻しん予防接種

種をしない方

- ・平成2年4月2日～平成10年4月1日生まれの方で麻しん未罹患で2回の麻しん予防接種をしない方

対象ワクチン

原則、MRワクチン

接種方法など

任意MR予診票に必要な事項を記入の上、区指定の医療機関で無料で接種を受けられます。中央区保健所、日本橋・月島保健センターで予診票の発行を行いますので母子健康手帳をご持参ください。

ただし、免疫の効果から年度内に2度の公費接種はできませんのでご了承ください。

中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

里帰り先などで接種した

予防接種費用の助成

里帰り出産などの理由により、子どもの定期予防接種を自費で受けた方に、接種費用の負担を軽減するため、全額または一部を助成します。

対象者

接種時に中央区に住所を有し、里帰り出産などの理由により、東京23区外で子どもの定期予防接種を受けた方

対象となる予防接種

予防接種法に基づく子どもの定期予防接種

ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん混合(MR)、麻しん、風しん、水痘(水ぼうそう)、日本脳炎、子宮頸がん

助成方法

「かんたん予防接種スケジュール

「あのねママメール」のご案内

妊娠期から出産後のママや赤ちゃんの健康などの情報配信サービスを行っています。

かんたん予防接種スケジュール

お子さんに合わせた予防接種のスケジュールを自動で作成し、接種日が近づくともメールでお知らせします。予定日に接種できない場合も自動でその後のスケジュールを調整します。その他、流行疾患などの情報を配信します。

あのねママメール

妊婦さんから3歳までのお子さんをお持ちのママに対して、妊娠週数や乳児の月齢に

応じたママの体のこと、赤ちゃんの成長の様子、子育てアドバイス、区の母子事業情報などを配信します。

◎これからパパになる方は、妊娠期のママの体のこと、胎児の成長の様子などを配信する「あのねパパメール」

「あのねママメール」から登録できます)をご利用ください。

共通

登録方法

若年期からの生活習慣病予防事業

「30・35(サンマル・サンGO!)健康チェック」

生涯にわたり健康な生活を送るため、30歳と35歳の方を対象として、生活習慣病予防の健康教育と健康診断を併せて行う「30・35健康チェック」を実施しています。対象の方には、個別に通知を送付します。

「ママの健康チェック」

産後の母親の健康維持やご家族の健康づくりのため、1歳未満のお子さんを持つ母親を対象に、健康教育と健康診断を併せて行う「ママの健康チェック」を実施しています。

共通

日時・対象・申し込み方法など

別表1のとおり

◎詳しくはお問い合わせください。

中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

別表1 健康チェックの概要

	30・35健康チェック	ママの健康チェック
実施日	5月31日(火)、6月24日(金)、7月22日(金)、9月27日(火)、10月28日(金)、11月29日(火)、平成29年1月31日(火)、2月24日(金)、3月24日(金) ◎30・35健康チェックは対象により実施時期が異なります。	
受付時間	午前8時45分、午前9時、午前9時15分(所要時間は2時間30分程度)	午後1時15分、午後1時30分、午後1時45分(所要時間は2時間30分程度)
会場	中央区保健所	
対象	別表2のとおり	生後4カ月から1歳未満のお子さんの母親(1年以内に健診を受けた方を除く)
内容	健康教育(食生活、お口の健康、心の健康、運動の実技) 問診・測定など(身長、体重、腹囲、血圧、骨密度)、血液検査、尿検査	健康教育(食生活、お口の健康、プレ更年期、運動の実技)
定員	45人(先着順)	35人(先着順)
託児	託児付き(定員あり・予約制)	検査時のみ託児付き(予約制)
費用	無料	1,000円
申し込み方法	電話で申し込む。 ◎【前期】は4月21日(木)から予約の受け付けを開始します。	

別表2 30・35健康チェックの対象者と通知・実施時期

	通知時期	35歳の対象者	30歳の対象者	実施時期
前期	4月中旬	昭和55年4月1日～昭和55年7月31日生	昭和60年4月1日～昭和60年7月31日生	5月～7月の実施日
中期	8月中旬	昭和55年8月1日～昭和55年11月30日生	昭和60年8月1日～昭和60年11月30日生	9月～11月の実施日
後期	12月中旬	昭和55年12月1日～昭和56年3月31日生	昭和60年12月1日～昭和61年3月31日生	1月～3月の実施日

▼ポータル画面イメージ



Illustrations Dick Bruna
© copyright Mercis bv,
1953-2016
www.miffy.com

QRコード



両サービスとも、ポータル画面から登録できます(下記QRコードを読み取ると登録画面にアクセスできます)。
ポータル画面「母と子の健康モバイルサイト」のメニュー

http://chuo.city-hc.jp

中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

母と子の健康モバイルサイト

1で利用サービスを選択してください。
費用
登録・利用は無料(通信費は自己負担)
中央区保健所健康推進課予防係

協働事業の提案募集

区では、よりきめ細やかな行政サービスの提供を図るため、社会貢献活動団体（NPO法人・ボランティア団体など）と区が力を合わせて公共的な課題解決へ取り組む仕組みとして、協働事業を公募します。皆さんからの提案をお待ちしています。

募集期間

5月17日（火）～7月29日（金）

募集する事業

平成29年度（平成29年4月1日～30年3月31日）に実施する、次のいずれかにあてはまる事業

- ① 区から課題を提起する事業
- ・高齢者が健康で安心して暮らせる環境づくり
- ・地球にやさしいまちづくりの推進
- ・子どもが輝く子育て・教育のまちづくり

環境経営認証の取得にかかる費用助成

環境経営認証とは、中小企業でも取り組みやすい仕組みとして、環境省が策定したエコアクション21や、運送事業者を対象としたグリーン経営認証など、環境に配慮した経営に関する認証をいいます。次の認証を対象に助成します。

- ・エコアクション21
- ・エコステージ
- ・ISO14001
- ・グリーンプリンティング

1 ション中央で配布している「中央区協働事業提案募集要項」をご覧ください。
② 地域振興課協働推進主査
☎（3546）5686

協働ステーション中央
☎（3666）4761

説明会

この事業に関する説明会を開催します。

日時

- ・第1回
5月13日（金）
午後3時30分～4時30分

マンション管理支援・地域コミュニティ育成システム「すまいるコミュニティ」の提供

中央区都市整備公社では、分譲マンションに対する各種の支援事業に取り組んでいます。区内の分譲マンションの数は着実に増加しており、適切な維持管理の責任を担うマンション管理組合の役割は大変重要となっています。

そこで、当公社ではマンション管理組合の活動を支援するシステムとして、インターネットを利用した会員制ウェブサイト「すまいるコミュニティ」を提供しています。

このシステムは、理事会からのお知らせや通知、総会や工事の予定などのスケジュールの表示、議事録などの資料の保管、居住者に対するアンケート調査など多くの機能を備えています。

また、居住者間のコミュニケーションなどを活性化するための機能も備えています。

利用条件

「すまいるコミュニティ」をご利用いただくためには、次

・第2回
5月17日（火）
午後6時30分～7時30分
◎ 2回とも同じ内容です。

会場
協働ステーション中央会議室

申し込み方法

電話またはファクスに団体名・人数・参加希望の回を記入して申し込む。

② 協働ステーション中央

☎（3666）4761
FAX（3666）4762

利用条件を守っていただくことが必要です。

・マンションの所在地が区内であること

・「すまいるコミュニティ」の利用に関し理事会などの承認を得ていること

・マンション管理組合は、利用者の登録や削除、ログインIDの管理を行うこと

・「すまいるコミュニティ」に保管されたデータや書き込まれたコメントなどについて、管理組合が責任を持つて管理すること

・利用規約を遵守すること

利用料・申し込み方法

「すまいるコミュニティ」は無料で提供しますが、利用の際は、マンション管理組合から申し込み、利用団体として登録することが必要です。登録を希望の場合は、お問い合わせください。

② 中央区都市整備公社

☎（3561）5191

子どもの得意スポーツ発見事業

～自分に合ったスポーツを見つけませんか～

区では、運動に関する基礎を培う時期の児童が、身体や体力づくりに関するさまざまな体験を通して、自身の可能性と自分に合ったスポーツ分野を見つけることで、スポーツへのきっかけづくりとなる教室を開催します。

この教室では、運動の得意・不得意に関係なく、参加者一人一人の運動能力の開発・向上を目指します。

実施に当たっては、日本体育大学児童スポーツ教育学部の協力のもと、体と動きの基礎・基本を学び、運動することの楽しさを体感しながら、スポーツの素晴らしさを知ってもらうとともに、苦手な運

動を克服するためのトレーニングも進めていきます。

また、児童を対象とした教室に加えて、保護者向けにも栄養学やトップアスリートを迎えての講演会を年4回程度開催します。詳細は、別途お知らせします。

ぜひご参加ください。

日時

6月1日～平成29年3月8日 毎週水曜日
午後4時～5時30分

会場

総合スポーツセンター

対象

区内在住・在学の小学校4・5年生

定員

40人（申し込み多数の場合は抽選）
費用
2千円（傷害保険は任意加入で保険料800円は自己負担）

内容

基礎体力づくり・マット運動・伝承遊び・ボール運動・ダンス・走や跳を鍛える運動・ゲーム・個人特性に適したスポーツ分野のアドバイスなど

申し込み方法

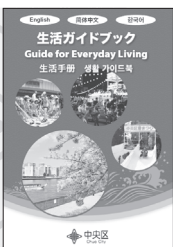
5月6日（必着）までに往復はがきに①教室名②住所③氏名④電話番号⑤年齢⑥学校名⑦学年⑧過去の本教室参加の有無を記入して申し込む。
◎ 当選者は、区役所6階スポーツ課窓口で手続きがあります。

〒104-8404
中央区築地1-1-1

スポーツ課スポーツ事業係
☎（3546）5531

「外国人区民向け生活ガイドブック」を発行しました

Notification on "Guide for Everyday Living"



中央区にお住まいの外国人の方向けに日本語・英語・中国語・ハングル（4カ国語併記）の「生活ガイドブック」を発行しました。住民登録、国民健康保険などの各種行政情報のほか、防災など緊急時に必要な情報、ごみの出し方や各種外国語対応窓口の案内などさまざまな情報が掲載されています。下記の場所で配布していますので、必要な方は窓口でお受け取りください。

For foreign residents of Chuo City, the booklet "Guide for Everyday Living" written in four languages-Japanese, English, Chinese, and Hanguul is ready. You can access to a wide range of information about from administrative procedures such as resident registration and national health insurance to disaster preparedness, garbage collection rules and Consultation Services in foreign languages. The booklet is available at the places below.

配布場所 Location	・区役所 6階文化・生涯学習課 1階区民生活課総合窓口係・まごころステーション ・日本橋・月島特別出張所	Cultural Affairs and Lifelong Learning Section (Chuo City Office 6F) / General Affairs Subsection, Resident Affairs Section (Chuo City Office 1F) / Desk called "Magokoro Station" (Chuo City Office 1F) / Nihonbashi Special Branch Office / Tsukishima Special Branch Office
問い合わせ先 Inquiries	文化・生涯学習課文化振興係 ☎（3546）5345	Cultural Promotion Subsection, Cultural Affairs and Lifelong Learning Section Tel: 3546-5345

自然エネルギー。省エネルギー機器等導入費助成

区では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、自然エネルギー機器や省エネルギー機器の普及を進めています。機器などの導入前に申請してください。

対象者

区民、区内マンション管理組合、区内中小企業者など
対象建物
住宅、共同住宅、事業所
対象機器など
別表1のとおり
平成28年度から、LED誘導灯器具が助成対象機器に追加されました。
詳しくは、区のホームページをご覧ください。
環境推進課温暖化対策推進係
☎(3546)5628

重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業

在宅の重症心身障害児(者)に対し、訪問看護師を派遣し一定時間看護(介護)をすることにより、本人の健康の保持を図り、家族の介護負担を軽減します。

対象者

次の①～③全ての要件を満たす方
①18歳に達する日までの間に、愛の手帳1度または2度程度の知的障害を有し、かつ、身体障害の程度が1級または2級(自ら歩くことがで

☎(3546)6032
FAX(3544)0505

☎(3545)9311
FAX(3544)0888

☎(3532)1577
FAX(3532)1568

別表1 助成対象機器および助成額など

対象機器		建築物	対象者	一般助成		上乗せ助成(中央エコアクトの認証を受けている場合)	
				助成単位	限度額	助成単位	限度額
自然エネルギー機器	太陽光発電システム	住宅	居住者	出力1kW当たり100,000円	350,000円	出力1kW当たり150,000円	420,000円
		共同住宅(共用部)	管理組合 共同住宅所有者		1,000,000円	－	－
		事業所	中小企業者など		1,000,000円	出力1kW当たり150,000円	1,200,000円
	ソーラーシステム			集熱器面積1m ² 当たり16,500円	150,000円	集熱器面積1m ² 当たり25,000円	180,000円
省エネルギー機器	ガスエンジン給湯器(エコウィル)	住宅	居住者	導入費の20%	150,000円	導入費の35%	180,000円
	燃料電池給湯器(エネファーム)				650,000円		780,000円
	高反射率塗料など(屋上用高反射率塗料、窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材)				100,000円		120,000円
	LEDランプ・LED誘導灯器具	共同住宅(共用部)	管理組合 共同住宅所有者		700,000円	－	－
	事業所用省エネルギー機器(エアコンディショナー、LEDランプ・LED誘導灯器具、高反射率塗料など)	事業所	中小企業者など		400,000円		
					200,000円	導入費の50%	500,000円

福祉センターでは、障害のある方の福祉の増進を図るため、相談・指導・訓練事業や各種講習会の開催および施設の提供などを行っています。

各種相談および事業

別表2のとおり

講習・講座

障害のある方の趣味と教養を高めるとともに、障害に対する理解を深め、相互の交流を図るため、書道、陶芸、要約筆記および手話などの講習・講座を行っています。

講習の日程は「区のおしらせ 中央」などでお知らせします。

施設の提供

・会議室など

別表3のとおり

平日のほか土・日曜日、夜間(日曜日を除く)も利用できます。

・浴室

家庭または公衆浴場での入浴が困難な障害のある方に、家族などの介助により入浴できる浴室を提供しています。利用は、1人週1回です。

・内職あっせん

自宅で内職を希望する方に、装飾用小物の製作などをあっせんしています。

別表2

事業名		利用できる方	内 容
基幹相談支援センター		障害のある方、その家族など	障害に関する総合的・専門的な相談支援
こどもの発達相談・指導		0歳から高校生まで、心身の発達上の相談・指導を必要とする児童・家族など(新規は原則として就学前まで)	相談・指導 心理療法・理学療法・作業療法・言語療法
放課後等デイサービス		日中において特別に支援などが必要な区内在住の小学生から高校生までの児童(ただし、医療的なケアが必要な児童を除く)	・社会生活適応訓練 ・文化的活動 ・日常生活訓練
児童発達支援(幼児室)		就学前の児童	・日常生活訓練 ・集団適応訓練
保育所等訪問支援		18歳未満の身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童	訪問支援員による保育所・学校などの職員への助言・支援
障害児相談支援		障害児通所支援を利用する児童または利用者の保護者	・障害児支援利用計画の作成および評価 ・訪問などによる継続的なモニタリング ・その他必要な相談支援など
自立訓練(機能訓練)		65歳未満の身体に障害のある方(ただし、言語療法のみ65歳以上も可)	・機能回復訓練 理学療法 作業療法 言語療法 ・社会適応訓練 ・健康指導
就労継続支援(B型)		18歳以上の障害のある方(主に知的障害のある方)	就業に必要な作業および生活指導
特定相談支援		障害福祉サービスなどを利用する障害のある方	・基本相談支援 ・計画相談支援
地域活動支援センター	成人室	18歳以上で身体・知的に障害のある方	・生活訓練 ・社会適応訓練
	機能訓練フォローアップ事業	福祉センターの自立訓練を終了した、身体に障害のある方	機能回復訓練 理学療法・言語療法(音楽療法)

別表3

室 名	定 員	利用できる方
会議室(洋室)	60人	区内に居住している障害のある方およびその保護者・区内の障害者団体・区内の障害者ボランティア団体
録音室	－	
団体・ボランティア室(洋室)	－	

ふれあい作業所

働く意思と能力のある高齢の方や障害のある方などにタオル・ハンカチの袋入れなどの仕事を提供しています。

事業者の方へ

福祉センター作業室(就労継続支援(B型))およびふれ

あい作業所では、簡易な仕事を募集しています。また、内職として家庭でできる仕事も募集しています。

福祉バスの運行

各種訓練に通所する方や講習・講座に参加する方などを対象に、リフト付バスを運行

しています。

☎(3545)9311
FAX(3544)0888

☎(3532)1577
FAX(3532)1568

☎(3545)9311
FAX(3544)0888

・仕事の提供について
ふれあい作業所

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

情報コーナー (6面からのつづき)

建物もあなたと同じ健康診断
～特殊建築物などは定期的に
調査してください～

私たちが定期的に健康診断を受けるように、建築物も定期的に調査や検査をして、常に健全な状態を保つ必要があります。

建築物の中でも、ホテル、百貨店、病院、事務所、共同住宅などの特殊建築物は、多くの人が利用するため、維持管理を怠ると、地震や火事の際に大きな被害を受ける恐れがあります。

また、部材の劣化などによる周辺

	(ア)用途	(イ)用途に供する階または規模	提出の時期
特殊建築物	劇場、映画館、演芸場	A>200㎡または主階が1階にないもので1階以外の階でA>100㎡	11月1日～平成29年1月31日
	観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公会堂、集会場	F≥3またはA>200㎡(平屋建ての集会場で客席および集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	
	旅館、ホテル	F≥3かつA>2000㎡	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗	F≥3かつA>3000㎡	
	病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)、児童福祉施設など	F≥3またはA>300㎡(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	5月1日～10月31日
	旅館、ホテル((イ)のものは除く)		
	学校、体育館		
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	F≥3またはA>2000㎡	
	下宿、共同住宅または寄宿舎の用途と他の用途との(事務所などを除く)複合建築物	F≥5かつA>1000㎡	－
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場、物品販売業を営む店舗(毎年報告のものは除く)	F≥3またはA>500㎡	
	展示場、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	F≥3またはF≥B1またはA>500㎡	
	複合用途建築物(事務所を除く、表中の特殊建築物の用途の2以上を併せるもの)	F≥3またはA>500㎡	
建築設備	事務所その他これに類するもの	F≥3かつA>1000㎡(5階以上の建築物で延べ面積が2,000㎡を超えるものに限る)	毎年報告
	上記指定建築物に設けるもの	換気設備、排煙設備、給排水設備、非常用の照明設備	
昇降機	エレベーター(ホームエレベーターを除く)、エスカレーター、小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)		
遊戯施設	ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車など		6カ月毎に報告

- ◎(ア)欄に掲げる用途に供する建築物でその用途に供する部分の規模が(イ)欄の当該いずれかの項目に該当するものが対象になります。
- ◎F≥3、F≥5とは、3階以上の階、5階以上の階で、それぞれ、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。
- ◎Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- ◎共同住宅の住戸内は、特殊建築物および建築設備の調査・検査結果を報告する必要はありません。
- ◎報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室または集会場などの居室に設けられた機械換気設備に限ります。
- ◎昇降機のうち、一戸建て、長屋または共同住宅の住戸内に設けられたホームエレベーターなどは報告対象から除かれます。
- ◎新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。
- ◎6月1日から建築基準法施行令の改正により定期報告の対象となる建築物および防火設備などが拡大されます。

への危害や通常使用における事故を防止するためにも、維持管理は大変重要です。

被害を未然に防ぐため、特殊建築物を所有・管理している方には、建築物の状況について調査資格者などに調査を依頼し、結果を行政庁に報告することが義務付けられています。

また、エレベーターなどの昇降機や建築設備も同様に検査・報告が義務付けられています。

近年、エレベーター事故、広告板落下事故など、建築物や昇降機などに関する事故が相次ぎ発生しています。

平成28年度は、別表に掲げる用途、

規模の建築物などが報告の対象となります。

対象となる建築物などを所有または管理されている方は、趣旨を十分ご理解いただき、必ず調査・報告をしてください。

なお、建築物、建築設備、エレベーターなどの昇降機はそれぞれ報告が必要です。

問・建築物について
建築課調査係
☎(3 5 4 6) 5 4 5 5

・設備・昇降機について
建築課設備係
☎(3 5 4 6) 5 4 6 1

少年リーダー養成研修会
高校生スタッフ(ボランティア)募集

- 目・場
- ・実地踏査
6月19日(日)
柏学園
 - ・事前研修
8月6日(土)
築地社会教育会館
 - ・宿泊研修
8月11日(祝)～15日(月)
柏学園
 - ・事後研修
9月3日(土)
築地社会教育会館
- 対原則として、区内在住・在学または少年リーダー養成研修会経験者で研修会の全日程に出席できる高校生
- 内小学校5年生から中学生までを対象に実施する研修会での飯ごう炊さん、スポーツ大会などのプログラム運営補助
- 定12人(男女各6人、申し込み多数の場合は抽選、区内在住者優先)
- 申5月13日(金)までに電話で申し込む(電子申請も可)。
- 問文化・生涯学習課青少年係
☎(3 5 4 6) 5 3 0 4
- ゴールデンウィーク期間中の
ごみ収集
- ゴールデンウィーク期間中も平常どおりの曜日に、燃やすごみ・燃やさないごみ、資源およびプラスチック製容器包装の収集を行います。
- 問中央清掃事務所作業係
☎(3 5 6 2) 1 5 2 1

区内共通買物券取扱店の募集

区では、中小小売店などの顧客の増加や消費の拡大により地域経済の活性化を図るため、10,000円で11,000円分の買い物ができる「中央区内共通買物券(ハッピー買物券)」を6月に販売します。この買物券は新生児の誕生祝品や、9月に敬老祝品としても贈呈しています。区内共通買物券の利用促進のために、多くの取扱店の登録をお願いします。

[申し込み資格]

区内に事業所または店舗がある民間事業者。ただし、次の場合は登録することができません。

- ・店舗面積が1,000平方メートルを超える小売店舗
- ・風俗営業などの規制および業務の適正化などに関する法律第2条に規定する営業を行うもの
- ・業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの

[利用できないもの]

区内共通買物券は、消費の拡大を図ることを目的とした事業のため、次の取引または商品は対象になりません。

- ・公共料金、税金、振込代金、振込手数料などの支払い
- ・有価証券、商品券、プリペイドカード、チケット、切手、郵政はがき、回数券、乗車券、航空券、入場券、ごみ処理券などの購入(江戸バス含む)
- ・たばこの購入
- ・仕入れのために利用すること

申申込書に記入の上、郵送またはファクスで申し込む。

◎申込書は区役所7階商工観光課、日本橋・月島特別出張所および中央区保健所で配布します。また、区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎申し込みは随時受け付けています。

◎5月31日(必着)までに申し込んだ店舗などについては、取扱店一覧表に掲載されます。

◎既に取扱店として登録されている方は、新たな手続きの必要はありません。

問商工観光課中小企業振興係
☎(3 5 4 6) 5 4 8 7
FAX(3 5 4 6) 2 0 9 7

相 談 案 内

◎相談日が祝日、休日などに当たる場合は変更になることがあります。

平成28年
4月21日現在

相談案内	日 時	場 所	予約先
区民相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	まごころステーション	予約不要
法律相談	毎週金曜日	区民相談室	☎(3546)9590
	毎月第2・4水曜日	日本橋特別出張所	
	毎月第1・3水曜日	月島特別出張所	
人権擁護相談	毎月第3木曜日	区民相談室	予約不要
国の行政相談	毎月第3木曜日		☎(3546)9590
行政書士相談	毎月第3火曜日		
司法書士相談	毎月第3火曜日		
成年後見・司法書士相談	毎月第3火曜日	日本橋特別出張所 月島特別出張所	予約不要
遺言・公証相談	毎月第1水曜日		
年金相談	偶数月の第4水曜日		
	5・9・1月の第3水曜日		
	7・11・3月の第4水曜日		
	毎月第2・4水曜日	区民相談室	☎(3546)5266
分譲マンション管理相談	毎月第2・4火曜日	京橋プラザ区民館	☎(3561)5191
不動産取引相談	毎月第3月曜日	区民相談室	☎(3546)9590
土地家屋調査測量・表示登記相談	毎月第4木曜日		
建築物の耐震相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	建築課	☎(3546)5459
	毎月第1土曜日	月島特別出張所	
	毎月第3土曜日	日本橋特別出張所	
住宅住み替え相談	毎月第1月曜日	区民相談室	☎(3546)5466
高齢者のための住み替え相談	毎月第2・4火曜日		☎(3546)5355
高齢者の保健福祉・介護保険の相談	月～金曜日	介護保険課	予約不要
	月～土曜日	各おとしより相談センター	
「シルバーワーク中央」おおむね55歳以上の方の無料職業紹介・相談	月～金曜日	シルバーワーク中央	☎(3551)9200

相談案内	日 時	場 所	予約先
「ブーケ21」女性相談	毎月第1・5水、第4火曜日 毎月第2火、第3水曜日	午前10時～午後4時 午後3時30分～8時30分	女性センター「ブーケ21」 ☎(5543)0653
女性相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	子育て支援課 ☎(3546)5350
ひとり親家庭相談			
家庭相談			
保育園入園相談			
子どもと子育て家庭の総合相談	日～土曜日	子ども家庭支援センター 教育センター	☎(3534)2255
来所教育相談	月～土曜日		☎(3545)9200
こどもの発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時 午前9時～午後6時	福祉センター ☎(3545)9311 ☎(6264)3957
障害のある方の相談全般	月・水・木曜日 土・日曜日	午前9時～午後7時 午前9時～午後6時	障害者地域活動支援センター「ポケット中央」 ☎(3541)1021
精神に障害のある方の一般相談	月～金曜日	午前8時30分～午後5時 午前9時～午後4時	保健所・保健センター 生活支援課 ☎(3546)5496
保健福祉の相談	月～金曜日	午後1時～5時	福祉サービス 苦情・相談窓口 ☎(3546)8373
生活困窮者の自立相談	毎月第1・3水曜日	午前9時～午後5時 午前9時～午後4時	福祉サービス 消費生活センター ☎(3546)5330 ☎(3543)0084
福祉サービス苦情・相談	毎月第1・3水曜日	午後1時～5時	福祉サービス 苦情・相談窓口 ☎(3206)0507
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	商工観光課 ☎(3546)5330
消費生活相談		午前9時～午後4時	消費生活センター ☎(3543)0084
交通事故相談		午前8時30分～午後4時	中央交通事故相談所 ☎(3206)0507

電話相談(予約不要)

「ブーケ21」 電話女性相談	毎週月曜日	午前10時～午後4時	女性センター「ブーケ21」 ☎(5543)0653
認知症サポート電話相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	介護保険課 ☎(3546)5286
電話医療相談		午前9時～正午 午後1時～4時	中央区保健所 ☎(3545)1875
電話教育相談室子ども 電話相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	教育センター ☎(3545)9203

情報コーナー

(7面からのつづき)

リウムを無料で投影します(別表1のとおり)。また、プラネタリウムエントランスでは、こども向けの工作コーナーも用意します。

定各回86人(先着順)

費無料

◎当日、直接会場へお越しください。

◎全ての回の整理券を当日午前10時から6階受付で配布します。

問郷土天文館「タイムドーム明石」

☎(3546)5537

別表1

投影時刻	投影内容
午前11時	ムーミン谷のオーロラ
正午	名探偵コナン 星影の魔術師
午後1時	親子向け生解説
午後2時	Seasons ～星の広がる高原～
午後3時	ムーミン谷のオーロラ
午後4時	Seasons ～星の広がる高原～

◎初めてのお子さんも入場しやすいよう、特別に入口扉を開けたまま投影します。途中退出も可能です。

◎各回とも投影時間は30分程度です。

離乳食講習会



日 時	5月12日(木)	5月17日(火)	5月19日(木)
	午後1時30分～3時	午後1時30分～3時	午前10時30分～正午 午後1時30分～3時
会 場	日本橋保健センター 5階料理講習室	月島保健センター 栄養室	中央区保健所 2階大会議室
対 象 (※1)	9～11カ月ごろの 乳児の保護者	1歳～1歳3カ月ごろの 幼児の保護者	5～6カ月ごろの 乳児の保護者
内 容	3回食の進め方 ・離乳食の作り方の紹介	離乳の完了に向けて ・試食(保護者のみ)	1回食の進め方
定 員 (※2)	各20人 申し込み多数の場合は抽選		
費 用	無 料		
申し込み方法	4月21日(木)から25日(月)までに電話で申し込む(受け付けは平日のみ)。		
問い合わせ (申込)先	日本橋保健センター健康係 ☎(3661)5071	月島保健センター健康係 ☎(5560)0765	中央区保健所健康推進課 ☎(3541)5930

(※1)対象は、区内在住で各対象月齢に該当する第1子の保護者の方です。

(※2)定員に満たない場合は、申込受付期間後も前日まで受け付けます。

スポーツ

グラウンドゴルフ・ ペタンク講習会

日5月19日(木)

午前10時～正午

場浜町運動場

対18歳以上の区内在住・在勤者(高校生を除く)

内年齢・性別を問わず誰でも楽しめるニュースポーツの講習会

費無料

◎当日、直接会場へお越しください。

◎雨天の場合は中止となります。

問中央区体育協会事務局

☎(3546)5729

第27回ファミリースポーツデー

日5月3日(祝)

午前10時～午後3時

場総合スポーツセンター

内家族や友達みんなでスポーツを楽しめるよう、総合スポーツセンターを無料で開放します(トレーニングルーム・エアライフル場を除く)。

[対象種目]水泳、体力測定、ニュースポーツ、卓球、剣道、柔道、合気道、トランポリン、キッズテニス、子ども体操、弓道、アーチェリー、ゴルフなど

東京都子育て支援員研修 (第一期)

対区内在住・在勤で、今後子育て支援員として就業する意欲のある方など

内保育や子育て支援分野の各事業に従事する上で、必要な知識や技術などを有する「子育て支援員」の養成研修

◎申し込み方法や研修の詳しい内容については、(公財)東京都福祉保健財団ホームページ、都のホームページをご覧ください。

問(公財)東京都福祉保健財団
人材養成部福祉人材養成室
子育て支援員担当

☎(3344)8533

HP・(公財)東京都福祉保健財団
http://www.fukushizaidan.jp/
・都福祉保健局
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/

国保・年金

手帳

国保・年金

年金相談をお勧めします

日毎月第4水曜日

午後1時～4時

場・区役所1階区民相談室(偶数月の第4水曜日)

・日本橋特別出張所相談室(5・9・1月の第3水曜日)

・月島特別出張所相談室(7・11・3月の第4水曜日)

対区内在住・在勤者

内社会労務士による「厚生年金・国民年金」など、公的年金制度全般の相談

ファミリー・サポート・センター 提供会員登録時講習会

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての手助けができる方(提供会員)と、子育ての手助けが必要な方(依頼会員)が、お互いに助け合いながら子どもの成長を地域で支えていく、会員制の相互援助活動です。

提供会員の活動

内・保育園、幼稚園などの送り迎え
・提供会員のご自宅での預かり(保護者の用事やリフレッシュの際のお預かりなど)

◎対象は、区内在住で生後57日以上小学校6年生以下のお子さんです。

[活動謝礼]
1時間につき800円(曜日・時間帯により1,000円)

提供会員登録時講習会

日・場別表2のとおり

対満20歳以上の健康で子どもが好き

別表2 登録時講習会

携帯電話・スマートフォンによる納税

特別区民税・都民税(普通徴収分)と軽自動車税がモバイルレジで納税できます。

[モバイルレジとは]
納付書に印字されたバーコードを携帯電話やスマートフォンのカメラで読み取り、モバイルバンキングを利用して納税できるサービスです。
納税のために外出したり、現金を持ち歩いたりする必要がなくなります。また、個人情報保護を誰にも知られず自分で納めるので、内容を見られることはありません。

[モバイルレジを利用するには]
利用する金融機関にモバイルバンキングの利用申し込みと初回のみ携

帯アプリケーションのダウンロードが必要です。

QRコードを携帯電話などで読み取り、モバイルレジホームページからアプリケーションをダウンロードしてください。

[モバイルレジで納税するには]
モバイルレジで納税できるのは、納付書の表面にバーコードが印刷された1枚の金額が300,000円までの納付書です。

モバイルレジのアプリケーションを起動し、ガイダンスに沿って操作すると金融機関のモバイルバンキング画面へ移動します。

[ご利用に当たって]
アプリケーションのダウンロードや払込手数料は無料ですが、パケット代などの通信料はご負担ください。

なお、モバイルレジで納税した場合は領収証書は発行されないの、通帳への記帳などでご確認ください。

また、軽自動車税納付書に付属した「継続検査用納税証明書」は使用できません。領収証書や「継続検査用納税証明書」が必要な方は、金融機関、コンビニエンスストア、区役所、日本橋・月島特別出張所で納めてください。

問税務課収納係

☎(3546)5276

国保・年金

年金相談をお勧めします

日毎月第4水曜日

午後1時～4時

場・区役所1階区民相談室(偶数月の第4水曜日)

・日本橋特別出張所相談室(5・9・1月の第3水曜日)

・月島特別出張所相談室(7・11・3月の第4水曜日)

対区内在住・在勤者

内社会労務士による「厚生年金・国民年金」など、公的年金制度全般の相談

ファミリー・サポート・センター 提供会員登録時講習会

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての手助けができる方(提供会員)と、子育ての手助けが必要な方(依頼会員)が、お互いに助け合いながら子どもの成長を地域で支えていく、会員制の相互援助活動です。

提供会員の活動

内・保育園、幼稚園などの送り迎え
・提供会員のご自宅での預かり(保護者の用事やリフレッシュの際のお預かりなど)

◎対象は、区内在住で生後57日以上小学校6年生以下のお子さんです。

[活動謝礼]
1時間につき800円(曜日・時間帯により1,000円)

提供会員登録時講習会

日・場別表2のとおり

対満20歳以上の健康で子どもが好き

別表2 登録時講習会

日 時	内 容	会 場
5月23日(月) 午前9時30分～午後4時30分	センター事業説明・保育講習	京橋プラザ区民館
6月2日(木) 午前9時30分～午後1時30分	幼児安全法講習(講義・実技)	

◎上記いずれも受講できない方は、ご相談ください。

◎当日、直接会場へお越しください。

問保険年金課保険年金係

☎(3546)5370

その他

レッツ中央「登録会員」募集

レッツ中央(中央区勤労者サービス公社)は、中小企業で働く皆さんが豊かで充実した生活を送れるようさまざまな事業に取り組んでいます。

「登録会員」になりますと、登録会員証の提示により、レッツ中央の事業のうち各種協定施設などが割引利用できます。なお、毎月の会費を納入する会員とは異なり、お祝い金やお見舞金などの各種給付金、協定施設の利用補助、各種チケットの割引販売などの利用はできません。

[登録の資格]
区内在住・在勤の中小企業(従業員数300人以下)の従業員と事業主

[登録の手続き]
申込書に必要事項を記入し、公社事務局に提出する。

◎登録手続き後、登録会員証を発行します。

[登録料金および会費]
無料

[利用施設]
・百貨店および指定店
・人間ドック
・温浴施設およびスポーツ施設など(ゴルフ練習場、ゴルフ場、ボウリング場、乗馬クラブ)
・カルチャースクール
・指定宿泊施設(年間、夏季、冬季)
・遊園施設など(遊園施設、旅行代理店、レンタカー、はとバス、旅客船、ロープウェー・ケーブルカー、美術館)

◎利用方法など詳しくはレッツ中央事務局までお問い合わせください。

問レッツ中央(中央区勤労者サービス公社)

☎(3546)8610

な方、子育て支援に理解と熱意のある方(資格要件はありません)

◎時にはご自身のお子さんを預けたいという方も「両方会員」として同時登録ができます。

◎登録後、スキルアップ講習の受講が必須となります。

定20人(先着順)

申電話、ファクスまたはEメールに①～④(7面記入例参照)を記入して申し込む。

[託児]
生後3カ月以上の未就学のお子さんをお預かりします。希望する方は、参加申し込みの際に一緒にお申し込みください(先着順・無料)。

問中央区社会福祉協議会ファミリー・サポート・センター

☎(3206)0120

FAX(3523)6386

efamily@shakyo-chuo-city.jp

凡例

日日時

場会場

対対象

内内容

定定員

費費用

申申し込み方法

問問い合わせ

先申込先

HPホームページアドレス

Eメールアドレス

情報コーナー

学ぶ遊ぶ知る

記入例(はがき・ファクス)

1人1枚限り

往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入

※在勤の方は会社名・所在地・電話番号、在学の方は学校名・所在地・電話番号も記入

◎**図**に〒・住所が記載されていない場合の宛先は〒104-8404 築地1-1-1 申込先へ

◎「電子申請も可」と記載されているものは区のホームページの電子申請から申し込みも可能

施設

8月分ヴィラ本栖・伊豆高原荘申し込みのご案内

施設名	ヴィラ本栖	伊豆高原荘
在住者優先申し込み	専用はがき(区内在住者優先利用申込書) 5月14日(土)各施設必着 保養施設予約システム 5月1日(日)午前7時～14日(土)午後11時 抽選日 5月16日(月)	
空室申し込み(どなたでも申し込みます)	保養施設予約システムによる申し込み 5月20日(金)午前0時～ フロントへの電話による申し込み 5月20日(金)午前10時～	
	図 ヴィラ本栖フロント ☎0120-162312 (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0555(87)2711	図 伊豆高原荘フロント ☎0120-151307 (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0557(53)1163

◎保養施設予約システムは、区のホームページや、区役所に設置してある利用者端末をご利用ください。
◎伊豆高原荘をご利用する際に禁煙室を希望される方、高齢者や身体に障害のある方で2階の部屋を希望される方は、施設に直接ご連絡ください。
◎区内4カ所からヴィラ本栖まで乗り換えなしで行ける便利な直通バスを運行しています。
◎伊豆高原荘では、伊豆高原駅から施設までどなたでもご利用できる送迎バスを運行しています(利用者の人数に応じて、直通バスおよび送迎バスはジャンボハイヤーに変更する場合があります)
◎施設のご利用について詳しくは、区役所・区民センター・区民館などに置いてあるパンフレットをご覧ください。各施設にお問い合わせください。

問地域振興課区民施設係 ☎(3 5 4 6) 5 6 2 2

中央小学校・日本橋小学校
温水プールのご案内

区内にお住まいの方や、お勤めの方の身近な運動場所として、学校の温水プールを一般に開放しています。

日平日 午後6時～9時
土曜日 午後1時～9時
日曜日、祝日 午前9時～午後9時

費別表1・2のとおり

問スポーツ課体育施設係
☎(3 5 4 6) 5 5 2 9
中央小学校温水プール
☎(3 2 0 6) 0 0 3 5
日本橋小学校温水プール

別表1 団体利用

曜日	時間	利用コース数	使用料
平日	午後6時～9時	最大2コース(2時間単位)	1コース 3,800円
土・日曜日、祝日	午後6時まで	1コース(2時間単位)	1コース 4,500円
	午後6時～9時	最大2コース(2時間単位)	

◎申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

☎(3 6 6 8) 2 3 7 8

◎温水プールへのお問い合わせは、開放日の開放時間帯のみの受け付けです。

別表2 個人利用

区分	使用料
区民大人※	1回2時間(延長1時間) 350円(170円)
区民小人(小・中学生)※	無 料
区民65歳以上※	
区民心身障害者※	
一般大人(区外)	1回2時間(延長1時間) 500円(250円)
一般小人(区外小・中学生)	250円(120円)
幼児(小学生未満)	無料

※利用証の提示が必要です。各利用証を発行するには、必要書類の提示が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

女性センターの臨時休館

5月9日(月)は、施設の保守点検のため休館します。

問総務課女性施策推進係
☎(5 5 4 3) 0 6 5 1

タイムドーム明石プラネタリウム投影休止

内5月9日(月)～31日(火)は、プラネタリウム機器の更新工事を行うため、投影を休止します。6月1日(水)から新しい機器での投影を開始する予定です。

◎期間中、常設展示室は通常通り開館します。

問郷土天文館「タイムドーム明石」
☎(3 5 4 6) 5 5 3 7

講座・催し物

子育てスキルUP講座(連続講座)

日5月20日、6月3日、17日 金曜日 計3回

2回連続講座
成年後見制度利用のポイント

日・第1回 5月17日(火) 午後2時～4時
・第2回 5月24日(火) 午後2時～4時

場社会福祉協議会3階大会議室

対成年後見制度利用を検討している、または成年後見に関心のある区内在住・在勤者

内第1回は成年後見制度の概要、申し立ての手続き方法、成年後見人の仕事内容などを学びます。第2回は申し立てをするに当たって、検討すべきポイントを具体的な事例から学びます。

講師]第一東京弁護士会弁護士 小笠原勝也

定各30人(先着順)

◎どちらか1回のみでも参加できます。

費無料

申5月10日(火)までに電話、ファクスまたはEメールに①～④(7面記入例参照)を記入して申し込む。

問中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」
☎(3 2 0 6) 0 5 6 7
FAX(3 5 2 3) 6 3 8 6
Estep@shakyo-chuo-city.jp

福祉センター書道講習会

日5月19日～6月9日の毎週木曜日 計4回 午後1時30分～3時

場福祉センター3階会議室

対区内在住の障害のある方

内障害のある人の親睦を深めながら、書道を学ぶ。

講師]中央区書道連盟理事 白崎菖汀

定16人(先着順)

費無料

申4月21日(木)から5月6日(金)午後5時までに電話またはファクスに①～⑤(7面記入例参照)⑥送迎バス(リフト付)福祉バス希望の有無を記入して申し込む。

問福祉センター管理係
☎(3 5 4 5) 9 3 1 1
FAX(3 5 4 4) 0 8 8 8

都立晴海総合高校公開講座
中国語会話入門

日6月3日～7月1日の毎週金曜日 計5回 午後6時～8時

場晴海総合高等学校

対20歳以上の都内在住・在勤・在学者

内中国語の発音の基礎を学んだ上で、あいさつ、買い物、料理の注文の表現などを学びます。

定20人(申し込み多数の場合は抽選)

費受講料として1,000円

申5月16日(必着)までに往復はがきに①～⑤(7面記入例参照)⑥性別を記入して申し込む。

問〒104-0053

中央区晴海1-2-1
都立晴海総合高等学校公開講座担当
☎(3 5 3 1) 5 0 2 1

介護者交流会「音楽鑑賞で介護疲れを癒やしませんか」

日5月27日(金) 午前10時30分～午後1時30分

場晴海区民館第3号室・第一生命ホール

対区内在住の高齢者を在宅介護している方

内在宅での介護に関する悩みを分かち合い、日頃の介護疲れをリフレッシュすることを目的に、介護者交流会を開催します。今回は晴海の第一生命ホールで「バリトン&ソプラノコンサート」の演奏を鑑賞した後、昼食を取りながら交流します。

定20人(申し込み多数の場合は初めて参加される方を優先の上、抽選)

費500円

申5月17日(必着)までに電話、ファクスまたはEメールに①～④(7面記入例参照)を記入して申し込む。

問中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部
☎(3 2 0 6) 0 1 2 0
FAX(3 5 2 3) 6 3 8 6
Efamily@shakyo-chuo-city.jp

「神田川船の会」(ガイド付き川巡りイベント)にご招待

日5月14日(土) 午前9時～11時30分(午前8時30分集合)

対区内在住・在学の小学校1年生～6年生(保護者同伴2人1組)

集合・解散場所]東京水辺ライン両国発着場(両国国技館前J R両国駅西口より徒歩3分)

コース]神田川～日本橋川～小名木川～隅田川(東京スカイツリー近く)

◎天候・潮の満干により、出航時間・コースを変更する場合があります。

定5組10人(申し込み多数の場合は抽選)

申4月28日(必着)までにはがきに①～⑤(7面記入例参照、④の電話番号は当日連絡の取れるもの)を記入して申し込む。

◎有料で午前・午後の部もあります。詳しくはお問い合わせください。

問〒135-0016 江東区東陽2-2-20 東京YMCA東陽町コミュニティセンター内 神田川船の会事務局中央区親子係
☎(3 6 1 5) 5 5 6 5

タイムドーム明石プラネタリウム
こどもの日特別投影

日5月5日(祝)

場タイムドーム明石プラネタリウムホール・エントランス

内こどもの日に合わせて、プラネタ

(7)

テレビ広報番組「こんにちは 中央区です」(15分番組)は、東京ベイネットワークのケーブルテレビ111チャンネル(毎日AM10:00・PM0:00・PM8:00)、東京ケーブルネットワークのケーブルテレビ111チャンネル(毎日AM9:30・PM0:00・PM7:30)で放送しています。

トピックス



児童館合同スポーツ大会「go! go! ドッジボール」

3月28日、総合スポーツセンターで、22チーム264名の小学生が参加して、春休み恒例の第27回「go! go! ドッジボール」が開催されました。参加した児童たちは大きく振りかぶって元気よくボールを投げ合い、白熱した試合が繰り広げられていました。

別表1 東京都シルバーパス発行窓口

発行窓口	住所・電話番号	取扱時間
馬喰横山駅 都営地下鉄定期券発売所	日本橋横山町4-13 都営新宿線駅構内 ☎(3661)4562	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後8時
日本橋駅 都営地下鉄定期券発売所	日本橋1-13-1 都営浅草線駅構内 ☎(3278)9585	年中無休(年末年始を除く) 午前9時～午後8時
新橋駅 都営地下鉄定期券発売所	港区新橋2-21-1 都営浅草線駅構内 ☎(3574)9898	年中無休(年末年始を除く) 午前9時～午後8時
門前仲町駅 都営地下鉄定期券発売所	江東区門前仲町2-5-2 都営大江戸線駅構内 ☎(5245)3726	月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後8時

◎年末年始の営業時間は変更になりますので、それぞれの発行窓口にお問い合わせください。

東京都
シルバーパスの
ご案内

70歳以上の都民の方は、都バス、都営地下鉄、都電、都内民営バスなどを利用できる「東京都シルバーパス」を購入できます。有効期間は発行日から9月30日(金)までです。

購入方法
満70歳になる月の初日から、最寄りのシルバーパス発行窓口(別表1参照)で手続きができます。

費用・提示の必要なもの
別表2のとおり

税制改正に伴う費用負担の経過措置実施について
平成28年度の住民税が「課税」の方であっても、平成27年中の合計所得金額が125万円以下であれば経過措置の対象となり、千円でシルバーパスを購入できます。

ただし、平成27年中の合計所得金額が125万円以下であることを確認できる書類の提示が必要です。

なお、平成28年度住民税(非)課税証明書は6月10日

(金)以降の交付予定です。
間・シルバーパスの発行について
(二社)東京バス協会シルバーパス専用電話
☎(5308)6950

介護保険料納入通知書について
介護保険課介護支援係
☎(3546)5642

住民税(非)課税証明書の交付について
税務課収納係
☎(3546)5276

申告の手続きについて
税務課課税係
☎(3546)5270

日時
5月8日(日)
午後2時開演(午後1時30分開場)

会場
いきいき勝どき大広間

対象
60歳以上の区内在住者(いきいき館の利用者証が必要)

内容
東京音楽大学現役学生による弦楽四重奏とソプラノの歌声で名曲をお届けするコンサート

出演
佐々木大芽(第一バイオリン)、吉澤絵里奈(第二バイオリン)、三田悠(ビオラ)、渡邊ゆかり(チェロ)、河田まりか(ソプラノ)、埴原麻由(ピアノ)

費用
無料

◎当日、直接会場へお越しください。
いきいき勝どき(勝どき敬老館)
☎(3531)3258

別表2 費用・提示の必要なもの

区分	合計所得金額	費用	提示の必要なもの
非課税の方	－	－	①住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど) ②住民税が非課税であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) ア平成28年度介護保険料納入通知書(保険料段階欄に「1」～「5」のいずれかの段階が記載されたもの) イ平成28年度住民税非課税証明書 ウ平成28年度発行の生活保護受給証明書(「生活扶助」の記載があるもの)
課税の方	125万円以下の方(経過措置対象者)	1,000円	①住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど) ②平成27年中の合計所得金額が125万円以下であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) エ平成28年度介護保険料納入通知書(保険料段階欄に「6」の段階が記載されたもの。または、「7」の段階が記載されている方のうち合計所得金額が125万円以下と記載されたもの) オ平成28年度住民税課税証明書
－	－	10,255円(10月以降申請の場合20,510円)	①住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど)

所得確認書類についての注意事項

◎「ア」および「エ」の「介護保険料納入通知書」について
・介護保険料納入通知書は、6月中旬に区から送付されます。
・再発行はできませんので、お手元がない場合は「平成27年度住民税(非)課税証明書」(無料)をご用意ください。

◎「イ」および「オ」の「住民税(非)課税証明書」について
・区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所で6月10日(金)以降交付予定です。
・平成28年度住民税賦課決定までは、平成27年度住民税(非)課税証明書などにより確認します。

◎「住民税(非)課税証明書」をご利用の方で、所得の申告をしていない方は区役所2階税務課課税係で申告の手続きが必要です。



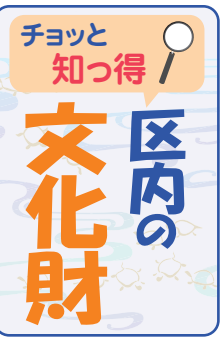
▲柳橋

にも「柳橋」(月見・花火・川上りなど)に貸船を仕立てる船宿が集まり、川柳

東京都三鷹市の井の頭池(湧水池)を水源とする神田川は、都心を蛇行しながら東へと流路をとる延長約25kmの一級河川です。なお、江戸城外堀と合流する千代田区飯田橋からは、ＪＲ線(中央本線)に沿って真つすぐ流れ、万世橋から先もそのまま東流して隅田川に至ります。隅田川まで真東に流れるこの水路は、元和6年(1620)に開削された人工の掘割(平川放水路)がもとになっており、その後も仙台藩(4代藩主伊達綱村)による拡張工事が行われて神田川の舟運が整備されました。船入堀を利用して物資の流通が行われた神田川には、川に面して多数の河岸が設けられていました。特に神田川最下流の柳橋は、隅田川に合流する河口という立地から水上交通や船遊びの拠点となりました。周辺には、新吉原・向島通いの猪牙船や隅田川での船遊び客(月見・花火・川上りなど)に貸船を仕立てる船宿が集まり、川柳

区民有形文化財 建造物
東日本橋二丁目～台東区柳橋一丁目(神田川)

柳橋



川へ蒲団をほうりこみ」とうたわれるほどのにぎわいを見せていました。

なお、「御府内備考」によると、下柳原同朋町(現在の東日本橋二丁目)と浅草下平右衛門町(現在の台東区柳橋一丁目)との間を渡した柳橋は、元禄11年(1698)の創架当初「川口出口之橋」と呼ばれていたとあります。後に柳橋と称され、付近一帯は幕末・明治期に至って急速に繁華街となり、新橋とともに人気の高い花柳街(「柳新二橋」と称される)が形成されました。

柳橋の橋そのものは、江戸・明治期を通じて何度か架け替えられており、明治20年(1887)には初めて鋼鉄製のトラス橋となりました。その後、関東大震災後の帝都復興事業で改架された鋼鉄橋が現在の柳橋になります。昭和4年(1929)竣工の柳橋は、船の航行を妨げないように橋脚が少なく、橋梁本体の下に路面がある下路式・鋼製ソリッドリブタイドアーチ構造の橋橋長約38m・幅員約11mです。また、永代橋(大正15年竣工)のデザインが採用されているだけに、男性的で重量感のある意匠と橋梁技術の高さが見て取れます。

風趣に富んだかつての柳橋の情景は、成島柳北『柳橋新誌』、森鷗外『青年』、永井荷風『牡丹の客』、横光利一『紋章』などにも描かれています。が、現在の柳橋付近で営む数軒の船宿や料亭、石塚稻荷神社(台東区柳橋1-1-15)玉垣(料亭屋号の刻銘)などからもその一端がうかがえます。

中央区総括文化財調査指導員 増山一成